

千葉県告示第265号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年3月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 南町29号線	中央区南町3丁目18番17から 中央区南町3丁目19番6まで	令和5年3月30日
市道 南町33号線	中央区南町3丁目21番46から 中央区南町3丁目22番80まで	令和5年3月30日